

交渉合意確認事項

平成19年2月6日開催の信州大学理事（人事・事業担当）と信州大学教職員組合との

交渉において、上記の1および2を合意したことを確認する。以下、信州大学教職員組合の
記

1. 一斉夏季休暇導入に伴う、非常勤職員の年次休暇の改定について

平成19年度からの一斉夏季休暇の導入に伴い、非常勤職員の年次休暇制度を改正し、採用直後から年次休暇を付与するとともに、現在在職している非常勤職員に関しても、改正後の規則を入職時から遡及して適用する方式を原則とする経過措置を設けるものとする。

平成19年 3月 9日

国立大学法人信州大学

印

印

印